豊中市議会委員長会議要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市議会会議規則(昭和34年豊中市議会規則第1号)第128条第4項の規定に基づき、委員長会議の運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員長会議は,委員会相互に関連する事項に関し協議 又は調整を行う。

(構成)

第3条 委員長会議は、議長及び議長が指名する委員長をもって構成する。

(会議)

- 第4条 委員長会議は、議長が招集し、会議を主宰する。
- 2 議長に事故があるときは、副議長がその職務を行う。
- 3 委員長会議は、原則として構成員全員が出席して会議を開 くものとする。

(副委員長の出席)

第5条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、 副委員長が会議に出席するものとする。

(会議の非公開)

第6条 委員長会議の会議は、公開しない。

(記録)

第7条 議長は、事務局職員をして会議の概要、出席者の氏名 等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。 (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員長会議の運営に関し必要な事項は、議長が委員長会議に諮って定める。

附則

- この要綱は、平成20年11月21日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年3月25日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年12月21日から施行する。